平成２２年（フ）第５９５号
岡山市中区国富1041番地１
債務者　嘉数　邦子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９７号
横浜市中区松影町４丁目14番地６　ロータリーライフ石川町1005号室
債務者　徐　　炅希
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５号
長野県佐久市岩村田338番地２
債務者　下川　正仁
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０２号
長野県佐久市長土呂1423番地１　徳田ハイツ１－２
債務者　堀内　博和
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１９６号
静岡県富士市桑崎311番地の94、前住所静岡県富士市伝法1567番地の15
債務者　須永　郁子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２１２号
東京都杉並区桃井３丁目６番１―415号　サウステラス・シーズンテラス、前住所東京都杉並区荻窪４丁目６番23号　スカイヒル荻窪101、前々住所静岡県富士市桑崎311番地の94
債務者　榎　早百合（旧姓飯島）
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６３０号
栃木県宇都宮市清原台４丁目７番16号　シャトーエトワール101号室
債務者　加藤　太一
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５３号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目14番14号
債務者　小川　恭男
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５４号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町154番地２　第３コーポ南木103、前住所栃木県宇都宮市今泉町867番地１　セジュール今泉Ａ棟107号室
債務者　大内　　譲
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５５号
栃木県日光市土沢1815番地61
債務者　峰　由利子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５６号
栃木県宇都宮市材木町４番18号　飯塚荘102号
債務者　増田惠久子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６３号
静岡県富士市伝法1087番地の１、前住所静岡県富士市青葉町326番地
債務者　金子　　睦
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１８１号
静岡県富士市錦町１丁目　３番３―408号
債務者　豊田　美幸
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２０９号
静岡県富士宮市精進川309番地、前住所静岡県静岡市小坂2126番地
債務者　後藤千恵子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５２３号
岡山市東区瀬戸町下489番地
債務者　藤原　瑞子（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部